

<日中戦争対立の原因>

昭和4年(一九二九年)1月25日-28日の中野正剛・第五六回帝国議

会予算委員会における満州某重大事件質問 (5)

張作霖爆殺事件の質疑応答・第六五回帝国議会予算委員会

昭和四年一月二十六日(土曜日)午前十時二十三分開会

○ 堀切委員長

ソレデハ是ヨリ委員会ヲ开会致シマス、此際一寸申上ゲテ置キマスガ、総理ハ十一時半カラ宮中ノ御召デ、ソチラニ参ラナケレバナラヌサウデス、止ムヲ得ザルコト、思ヒマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス、昨日ニ引続キ中野君ニ発言ヲ許シマス、中野君
〔中略〕

○ 中野委員

昨日ノ予算総会ノ此席上デ総理大臣ノ責任ヲ御尋シテ居ル最中ニ、総理大臣ノ御口カラ独立守備隊勤務令云々ノ御話ガ出タノデアリマシテ、質問ガ大分細カイ所ニ互タノデアリマスガ、今日ハ総理大臣自ラ出サレタ独立守備隊勤務令、之ニ関連シテ詳シク御尋致シタイト思フノデアリマス、

昨日当局者ノ万カラ御漏シヲ願ヒマシタ軍令ヲ此处ニ持ッテ居リマス「軍令陸乙第七既、独立守備隊勤務令第一、独立守備隊ハ関東都督ニ隸シ、南満鉄道」此南満鉄道ノ下ニ説明ハ「鉄道線路及之ニ附属スル電線其他ノ財産ヲ含ム」ト書イテアリマスガ、

「南満鉄道ノ守備ニ任ス」ト斯ウ書イテアル、是ハ総理大臣ガ引出サレタ独立守備隊勤務令ノ第一デアリマスガ、シテ見ル守備隊ハ関東都督ニ隸シ、今日ハ関東都督ハ関東軍司令官ト変ッテ居リマスカラ、

是ハ関東軍司令官ニ隷属スルサウシテ南満鉄道ノ守備ニ任ジテ居ル、サウスルト独立守備隊ハ南満鉄道ノ附属地ヲ守備スル職務ヲ有シテ居ルモノト思ヒマスガ、左様ニ承知シテ宜シウゴザイマスカ

○ 白川 國務大臣

独立守備隊勤務令ノコトニ付テ御尋デゴザイマシタ、是ハ秘密ノモノデゴザイマスガ、大体ノ要旨ハ、独立守備隊司令官ト云フモノハ昔ノ関東都督、今ノ関東軍司令官ニ隷属ヲシテ守備ニ任ズルサウ云フノガ骨子トナツテ、

勤務ガ色々決メテアルノデゴザイマス、デゴザイマスカラ、只今ノ所ハ独立守備隊ト云フモノハ関東軍司令官ノ隷下ニ在ル、其趣旨ニ依テ鉄道ノ守備ニ任ジテ居ル、斯ウ云フモノデゴザイマス

○ 中野 委員

大変明白デアリマスガ、是ハ守備ニ任ズルノガ独立守備隊ノ任務デアルト云フコトヲ諒承致シマシテ、大変結構デアリマス、ソコデ問題ニナツテ居ル交叉点、満鉄ノ陸橋下ニ在ル京奉線ノ其地域、

此処ハ露清間ニ締結セラレタル鉄道附属地ニ関スル条約文ノ成文ニ依リマスト云フト、此地ニ於テハ絶対的、而シテ排他的ノ行政権ヲ有スト云フコトニナツテ居リマス、此原文ハ仏文デアリ、又英文モアリマス、

私ハ仏蘭西語ハ読メマセメガ、英文ノ方ハ「ライト・オブ・ザ・アドミニスツレーション」行政権ト云フコトニナツテ居リマス、此行政権ト云フ意味ニ付キマシテハ、昔年支那側ト露西亜側ノ間ニ、色々主解釈ノ相違モアッタト云フヤウナコトヲ私ハ専門家カラ承テ居リマスガ、

日本ハ大体ニ於テ此附属地ノ地域ニ於テ絶対的、而シテ排他的ノ行政権ヲ有スルト云フ露清間ノ条約ノ精神ヲ、又其文句ヲ其儘、継承シテ今日ノ警備権ナリ、行政権ナリ、裁判権ナリ、

ソレ等ガ此地域ニ於テ完全ニ行ハレテ居ルト云フコトガ事実デアリマスガ、総理大臣ハ此事実ヲ肯定シ、此通りノ解尺デ仕事ヲヤツテ居ラル、カドウカ、之ヲ御伺ヒ致シテ

置キマス

○ 田中国務大臣

其解釈ハ政府委員カラ致サセマス

○ 有田政府委員

満鉄附属地ノ行政権ハ、只今御話ノ通り絶対的ニ日本ニ属スルモノデゴザイマス

○ 中野委員

絶対的ニ日本ニ属スルト云フ御話ヲ承リマシテ、此日本ノ権限モ大層明白ニナッタ次第デアリマス、

サウスルト我が帝国カラ言ヘバ、満鉄附属地ノ行政権ヲ持ッテ居ル、是ハ国家ノ権利デアル、而シテ独立守備隊ノ勤務令ニ依ルト、独立守備隊ハ関東軍司令官ニ属シテ、

此鉄道附属地ヲ警備スルノ任務ヲ有シテ居リマス、然ラバ私ハ御尋致シマスガ、此守備隊ハ国家ノ権利ニ従テ、而シテ守備隊ノ職務ニ属スルコトヲ一時デモ何デモ自カラ放棄シテ、之ヲ外人ニ、外国ノ下ニ委譲スルコトハ果シテ良イ事デアルカ、之ガ合法デアリマスカ之ヲ承リマス

○ 白川国務大臣

只今ノ御尋ノ行政権ヲ自分カラ放棄シタト云フコトハ断然アリマセヌ、唯向フガ懇願シテ、兵隊ヲ並ベルコトヲ許シテ呉レト云フコトデ、並ベルコトヲ許シテヤッタダケデアリマス

[中略]

○ 田中国務大臣

此所謂某重大事件ニ就キマシテハ、本会議ニ於テ之ヲ慎重ニ考慮シテ調査ヲスルト云フコトニシテアリマスカラ、此事件ニ就キマシテハ、本会議ニ於テ私ガ申述ベタ通り、此以上ニ答弁ハ致シマセヌ

○ 中野委員

本日ハ爆破事件ノ問題デハアリマセヌノデアリマス、我帝国ノ滿洲ニ有スル重要ナル行政権、並警備権ニ関スル法律上ノ立場ヲ明白ニスルモノデアリマス、

私ハ爆破問題其モノニ就テ御答ニナラナクテモ、議員ハ尋ネテ宜シト云フ権能ヲ持つて居ルコトヲ知ッテ居ルノデアリマスガ、此処デ私ハソレヲヤツテ居ルノデナイ、ソレヲヤツテ居ルノデナイノニ斯様ナ議事進行ノ御話ガアルコトヲ私ハ意外ニ思フ、

今日ノ質問ノ範圍ハ陸軍省ガ公表セラレタ 1—陸軍大臣ガ責任ヲ持つて居ラレル、新聞ニモ出テ居ル、此公表ノ公文書ニ就テ私ハ疑義ヲ為サシガ為ニ此処ニ立ッテ居ル、ソレニ對シテ言論ヲ封ズルヤウナ御話ノアルコトハ甚ダ慮外千万ニ私ハ考ヘルノデアリマス、

陸軍大臣ハ只今警備権ヲ放棄シタコトハ斷ジテナイ、頼マレタカラー時兵ヲ入レサシタノダ、列ベサシタノダ、併シ此公文書ノ末段ニ、支那ノ警備兵ヲ列ベテ置イテ「日本ノ警戒兵ハ陸橋南方約二百米ノ分遣所ニ配置シ、昼間ハ分遣所ト展望台上ニ配置スル歩哨ヲ以テ、

夜間ハ物哨ヲ以テ」云々ト書イテアリマシテ、日本ノ警戒兵警備兵ハ二百米ノ外ニ退イテ支那ノ警備兵ヲ、入レタト云フコトガ事實デアリマス、其言葉ヲ貴方ガ如何ニ争ハレテモドウシテ行政権ノ放棄デハナイト言ハレマスカ、

警備権、警察権ト云モノハ行政権ノ中デモ最モ重要ナル部分デアル、而シテ有田局長ガ立ニ御答ニナツタ通りニ、絶対的ト云フコトヲ仰シャル以上ハ、完全ニ行政権ガ行ハレテ居ル、

此完全ナル行政権ノ一部分ノ警備権ヲ、事章ニ於テ向フニ御渡シニナツタト云フコトニナツテ居リマス、ソレヲ警戒権ヲ渡シタノチャナイト仰シャルナラバ、

兎ニ角コッチノ警戒ヲ止メテ向フノ人ヲ入レタト云フコトニシテ置キマス、言葉ノ使ヒ方ハドウデモ宜シイノデアリマスガ、帝国ノ守備隊ガ斯ノ如キ国家ノ権限ノ重大ナル部類ニ對シテ、左様ニ之ヲ手輕ニ取扱ッテ果シテ責任ナキモノカ、否カト云フコトヲ私ハ御尋シタイ

〔中略〕

○ 白川國務大臣

鐵道ノ守備ト言ヒマスノハ、兵隊ヲズット並ベテ居ルト云フノデハナイ、昼ハ眼ヲ以テ警戒シ、夜ハ暗イカラ歩イテ警戒スルノガ建テ前デアル、ソコデ発表シテ書イタ通り、夜ガ明ケテ明ルクナツタカラ、眼デ警戒スル方ニ移ッタノデアリマス、ソレガ守備ノ實際デアル

○ 中野委員

サウスルト、守備隊ノ責任ガ又重大ニナツテ来ル、自分ガ守備ヲシテ眼デ以テヤツテ居ツタ、眼デヤツテ居ツタカ感覺デヤツテ居ツタカ知りマセヌガ、守備ヲシテ居リナガラ斯ノ如キ重大事ノ発生ヲ知ラナイト云フコトニナルト、

又非常ニ重大ナル責任ガ生ズル、何レニシテモ此守備權ヲ完全ニ行ツテ居ナイト云フコトハ是ハ事實デアル、是ハ陸軍省ノ公表ニ「京奉鐵道ガ我が満鉄線ト交叉スル地点ハ京奉線ガ満鉄ノ下方ヲ通過スル關係上、満鉄線ノ陸橋下ハ満鉄線路ノ一部トモ看做サル、ヲ以テ本来支那軍隊、又ハ警察官等ヲ配置スル能ハザル地域ナリ」

此「支那軍隊、又ハ警察官等ヲ配置スル能ハザル地域ナリ」デスヨ、是ハ国法ニ依ツテ居ル、国權ニ依テ決ツテ居ルノデスヨ、其国權ニ依テ決ツテ居ル所ニ、支那ノ警備兵ガ其中ニ配置サレタト云フコトハ、

国權ノ侵害ヲ其場ニ居リナガラ認メタト云フコトニナルノデハナイカ、言葉ヲ換ヘテ色々、言レルガ事實ニ於テ、国權ヲ侵害サレルコトヲ貴方ガ認メテ居ルトハ思ツテ居ラヌガ、併シ言葉ハドウデモ宜イ

警戒權ヲ讓ツタンヂヤナイ、行政權ヲ讓ツタンヂヤナイト云フコトヲ仰シャルガ、斯ノ如キ事ガ行ハレタコトハ事實デアル、ソコデ白川陸軍大臣ニ御尋致シマスガ、兎ニ角書イテアル通りノ事實ヲ行ハシムルノニ、其現場ニ勤務シテ居ル、其ノ現ノ場所ニ居ル軍人達ガ軽々ニ之ヲ決定シテ宜イヤウナ、軽イ仕事デアルト貴方ハ御考ヘデアルカ、之ヲ御尋シタイ

○ 白川國務大臣

此事柄ニ関スル陸軍省発表ノ公表ト云フノハ、是ハ明瞭ニ私ハ書イテアルト思フ、之

ヲ御覽ニナツテ疑点ガ御起リニナルコトハ、是ハ御随意デアリマス、私ハ之ヲ読ンデ能ク分ルヤウニ書イテアルト思ヒマス、又守備隊ノ司令官ハソレゾレノ権限ガアリマス、権限内ニ於テヤル事ヲ、中央部ノ者デ彼此レ指図スベキモノデハアリマセヌ

○中野委員

ソレデハ貴方ハ、昨日此場ニ於テ公文書煮付テ質問ヲ致シマシタル時ニ「各方面ト打合セノ上」トアルノハ、此文句ノ意味ハドウ云フ意味カ

「各方面」トハドウ云フ事カト私ガ御尋シタ時ニ貴方ガ御答ニナツタ、其時ノ文句ヲ速記録ニ依テツトニ私ハ申上ゲル、「守備隊ノ方デハ守備隊ノ隊長、ソレカラ陸軍ノ軍司令部、憲兵、サウ云フモノト協議シタ」斯ウ書イテアリマス

サウスルト、唯現場ニ居ル人ガ如何ナル法令ニ依テモ直グニ決定スベキ程ノ輕イ問題デハナイ、是ハ日本ノ行政権ノ一部ヲ他ニ譲ルト云フコトニナル、ソレヲアナタ方ハドウ云フ風ニ御考ニナルカ、是ハ勤務シテ居ル兵士ノ独断専行ニアラズシテ、是等ノ各方面ト打合セタト仰シャッタコトハ、今日ノ言葉ト昨日ノ言葉ト違ヒハナイカドウカト云フコトヲ私ハ御尋致シタイ

○ 白川 國務大臣

昨日ノ答弁ト変リハアリマセヌ

○ 中野 委員

ソレナラバ我国ノ独立守備隊ハ、此独立守備隊勤務令ニ依リ、而シテ陸軍大臣ガ此庸ニ於テ仰シャラレタ通りニ、関東軍司令官ニ隷屬シテ居ル、此関東軍司令官ニ隷屬シテ居ル其守備隊ノ兵士ガ

勤務中ニ出来タ仕事ヲ独断専行スルニアラズシテ、各方面ト打合セテ相談シタ、軍司令部ト打合セタ、憲兵トモ打合セタ、守備隊ノ隊長トモ相談シタト仰シャル以上ハ、我ガ関東軍司令官ノ隷屬下ニ層スル其守備隊ノ兵士ガ ー

其現場ニ居ル者ガ、司令部ト打合セタ上ニ起ツタ出来事ニ付テ、是ハ司令官ニ関連スルモノデアアルカドウカ、私ハ当然司令官ノ責務ニ屬スルモノデアルト、斯様ニ信ジテ居ルノデアリマスガ、此点ニ対シテ陸軍大臣ノ御見解如何

○白川国務大臣

責任ト云フコトニ付テハ解釈ハ御自由デアリマスガ、是カラガ今ノ慎重ニ取調べテ居ル所デアリマス

○中野委員 ドウモ……

〔此時発言スル者多シ〕

○堀切委員長 只今発言中デアリマス

○ 中野委員

ドウモ私ノ質問ト陸軍大臣ノ御答トガグレハマニナツテシツクリ落ツカナイ、守備隊ノ隊長、ソレカラ陸軍ノ軍司令部憲兵、サウ云フモト協議シテノ上ニ、此元来支那兵ノ立入ルベカラザル地域ニ支那兵ヲ立入ラシメタト云フコトハ、

司令部ニ隸属スルー軍司令官ニ隸属スル守備隊ガ、軍司令部ト打合セテ後ニ行ツタコトガ事実トスルナラバ、

是ハ軍司令官ニ責任ガ有ルカ無イカト云フ事実ヲ御聞キシテ居ルノデアリマシテ、貴方ノ公表中煮仰シャツタバケノ事実デ宜シイ、調査ハ要ラヌ、

唯仰シャツタバケノ事実ヲ基礎トシテ軍司令官ニ責任有リヤ無シャト云フ此解樺ヲ伺フ、貴方ハ陸軍ノ首班デアリ、同時ニ陸軍大臣デアル、国務大臣トシテ国家的ノ公事ノ上ニ於ケル所ノ解尺ヲ私ハ伺フ

〔「ソレハ国民ノ解釈ノ自由デアル答弁必要ナシ」ト呼フ其他発言スル者多シ〕

○堀切委員長 答弁ニナリマスカ、如何デスカ

○中野委員

総理大臣ニ御答弁ヲ願ヒマス、総理大臣ニ御伺致シマスー総理大臣ハ御答弁アリマセヌカ、責任論ノ答弁ハアリマセメカ

○ 田中国務大臣 只今……

〔此時発言スル者多シ〕

○ 堀切委員長 只今総理大臣ノ発言中デアリマス

○ 田中国務大臣 只今陸軍大臣ガ御答ニナツタ通りデ、総理大臣ガ此事ニ付テ彼此
レ申ス必要ハナイト思ヒマス

○ 中野委員

立憲国ノ内閣ノ国務大臣タル其陸軍大臣ト、其内閣ノ首班ニ属スル総理大臣ガ揃ヒ
モ揃ッテ責任論ニ付テ何等ノ返答為スコト能ハズト云フコトハ、実ニ吾々ハ奇怪事デ
アルト思フ、是ハ貴方ガ此席ニ於テ御答ニナラナケレバ、答フル能ハズト云フコトニナ
リ、天下ガ自ラ之ヲ判断スル、斯ノ如キ態度ハ天下ニ影響スルコトノ

(「能ハズデハナイ必要ナシト云フノデル」ト呼ヒ其他発言スル者多シ)

重大ナルニ鑑ミテ、モウ1度度御考ヘニナッテ御答ニナランコトヲ切ニ希望スル、総理
大臣、陸軍大臣ハ責任論ニ対シテ答フルコト能ハズト云フノデアアルカ

○ 堀切委員長

答弁ガナイヤウデアリマスカラ、中野君如何デスカ、他ノ方法ヲ御執リニナルノガ然ル
ベキコト、思ヒマスガ

○ 鈴木委員 中野君ノ質問ハ爆破事件ノ事実ヲ聴イテ居ルノデモ何デモナイ……

〔此時発言スル者多シ〕

○ 堀切委員長 今発言中デアリマス

○ 鈴木委員

守備隊ガ満洲司令部ノ司令官ト相談シタ上ニ為シタ事柄ニ付テ、其司令官ニ責任ガ
有リヤ否ヤト云フコトヲ御伺致シテ居ルノデアリマスカラ

、別ニ事実ノ調査モ何モ必要ハナイ、國務大臣トシテ当然答弁シナケレバナラメ事柄ヲ御伺スルノデアリマス、ソレニ付テ答弁ガ出来ヌト云フヤウナラバ國務大臣ハ勤マラス、御罷メナサイ、

之ニ答辞シナイト云フヤウナコトデアレバ、議會政治ハ成立タヌモノデアル、委員長ニモ申上ゲマスガ、委員長ハ須ラク公平ニ斯様ナコトニ対シテ答弁ナサイト云フコトヲ御注意為サルコトガ、私ハ当り前ダト思ヒマ今是ダケヲ申上ゲテ置キマス

○堀切委員長 委員長カラ御答申上ゲマスガ、政府ガ言明シナイト言ツタ問題ニ直接間接ニ、關係ガアリト政府ハ見テ答弁シナイト、斯ウ答ヘテ居ルノデアラウト思ヒマス、ソレデ政府ガ答弁シナイノヲ、ドウシテモ答弁ヲシロト迫ツテモ仕様ガナイ、

即チソレデ不満デアッタナラバ、諸君ハ更ニ別ノ手段ヲ講ズルノガ嘗然デアラウト思ヒマス

○ 中野委員

甚ダ不満デアリマスカラ、別ノ手段ヲ執ルコトニ致シマス、此質問ヲ他ノ方面ニ向ツテ少シク繼續シタイト思ヒマス、私ハ答弁ハナクトモ軍司令官ノ下ニ隸屬スル守備隊ガ是ト協議ノ上行ツタ行動ハ、軍司令官ニ責任アリト云フ解釈ガ最モ適當デアル、斯様ニ思フガ、ソレハ總理大臣御考慮中デアルナラバ、天下ガ之ヲ糾明スルデアラウト思ヒマス、

ソコデ私ハ今迄ハ法律上ノ責任論ヲ伺ツテ居ツタ、併ナガラ是デ尽キルノデハナイ、總理ニ御尋シタイノハ斯様ニ独立軍勤務令ナド、云フモノヲ中心トシタル法律論デハナクシテ、私ハ今度ハ政治上ノ責任論ヲ御尋シタイノデアル、

田中總理大臣ハ昨日此事柄ニ対シテ、自分ハ責任ハナイト仰シャツタ、而シテ其御言葉ヲツトニ引用致シマスガ「總理大臣ト打合せタノデモナケレバ、何処カラ打合せタノデモナイ」「總理大臣ハ何等關係スルノデハナイノデアリマス」「サウ云フコトニ付テモ責ハ負ヒマセヌト申シマシタ」、

更ニ貴方ハサウ云フコトニ、一々責ヲ負ツタナラバ、總理大臣ガ何万入居ツテモ足ラメト仰シャツタ、是ハ昨日ハ余程貴方ガ興奮シテ居ラレタヤウニ思ヒマスルガ、是ハ捨台詞ダト思ヒマスガ、

左様ナ事ヲ仰シャツタノハ余リ意外ノ放言デ天下ヲ驚カシテ居ル、重ネテ御伺致シマスガ、総理大臣ガ何万入居ッテモ足ラヌ、断ジテソナ責ハナイト云フコトヲ御考ニナルカ、モウ一応貴方ノ立場ヲ明白ニスル為ニ御答アランコトヲ希望致シマス一昨日ノ返答ニ相違ナキヤ否ヤ

○堀切委員長 政府ハ矢張答辞ガナイモノト認メマス

○中野委員

総理大臣ハ昨日此務算総合ノ席上デ明言セラレタコト、今日ノ御考ト相違ナキヤ否ヤト云フコトニ対シテ御答ニナラナイ、然ラバ総理大臣ハ斯様ナ事ニ責ハ負ハヌ、自分ハ関係シテ居ナイ、打合セモ受ケテ居ラヌト言ハレル、然ラバ打合セハ受ケナイ、相談ヲ受ケナイコトニハ責任ヲ負ハナイト云フ御解釋デスカ、伺ヒマス

○田中国務大臣 私ハ昨日中シタ通りデ、其以外ニ申スコトハアリマセヌ

○ 中野委員

総理大臣ハ打合セヲ受ケテ居ナイ、相談ヲ受ケテ居ナイ、自分ニ関係ガナイ、ソコデ自分ハ責任ヲ執ラヌ、斯様ニ申シマスルガ、サウスルト云フト、我国ニ行ハレテ居ル官吏ノ懲戒令ノ原則ハ、全然総理大臣ノ言葉ニ依テ破壊セラレルコトニナル、我国ノ多数ノ官吏ハ打合セヲ受ケズトモ、

又相談ヲ受ケズトモ、管轄上ノ職務ノ失態ニ付テハ章ニ任ジテ居ルノガ通常デアリマス、貴方ノヤウナ御考デアルト、此懲戒令ノ根擦ガ崩レテシマフト思フ、私ハ例ヲ引イテ貴方ノ御考ヲ伺ヒタイ、

静ニ聴イテ戴キタイ、例ヘバ甚ダ不祥ナ引例デアリマスガ、虎ノ門事件ガ起ツタ時ニ、警視總監ハ法律上ノ責任ヲ負ウテ懲戒令ニ付セラレテ免官ニナッタ、警視總監ハ法律上ノ責任ヲ執ツタ（「問題ガ違フ」ト呼フ者アリ）違ヒマセヌ ー

懲戒免官セラレタ警視總監、是ガ法律上ノ責任デアル、是ハ軍司令官ノ当然執ルベキ責任ト同様デアルト私ハ信ジテ居ル、而シテ田中義一君ノ属セラレタ内閣（「問題ガ違フ」ト呼フ者アリ）御聴ナサイ、議論ハ後カラ拝聴シマス、御聞ナサイ、委員長制シテ下サイ ー

諸君、警視總監ハ法律上ノ責任ニ依リテ懲戒令ニ依テ免官ニナツタ、而シテ田中義一君ノ属シテ居ラレタ山本内閣ハ、政治上ノ責任ヲ負ウテ辭職シタ、是ハ事實デアリマスガ、田中總理大臣ハ相談ニ興ラヌカラ責任ガナイト言ハレル、

山本總理大臣ガ日比谷ノ警察署長カラ何等御沿道ノ警備ノ細カイ手段ニ対シテ相談ヲ受ケタノデモナイ、受ケナクとも重大ナル事件が発生シタ時ニハ總理大臣ハ責任ヲ負フノdeal、貴方ノ所属シテ居タ内閣ハ責任ヲ負ウテ退イタ、私ハ貴方ニ法律上ノ責任ヲ質シマセヌガ、

此帝国ノ行政権ノ一部ヲ侵害セシメタ結果トシテ重大ナル事件が起ツタ時ニ、貴方ハ之ニ対シテ政治上ノ責任モ全然負ハヌト仰シャルノデアリマスガ、今度ハ貴方ニ対シテ政治上ノ責任ヲ御尋シマスガ、政治上責任ナシト言ハレマスガ、之ヲ伺イタイ

○田中国務大臣

貴方ガ仰シャル虎ノ門事件ノ事ト、此事トハ違ヒマス、又官吏懲戒令ノ事ト是トモ違ヒマス、随テ此問題トハ比較ニナラメ私ハ思ヒマス

○ 中野委員

私ハ事件其モノハ例ニ引イタベケデアリマシテ、之ニ依リテ大臣ノ責任論ヲ尋ネテ居ル、貴方ハ斯ノ如キ重大事件が起ツタ、警備権ノ一部ヲ放棄シテ支那ノ軍隊ヲ帝国ノ区域ニ入レサセタル此事ニ関連シテ重大ナル問題が起ツタノニ対シテ、何等貴方ハ總理大臣トシテ責任ガナイト言ハレマスガ、

軍司令官ニ責任ガアリ、陸軍大臣ニ責任ガアリ、總理大臣ニ責任ガアル、是ハ当然ノ帰結dealノデアリマス、貴方ハ此問題ニ付テ責任ナシト昨日ハ言ハレマシタガ、ソレハ法律上ノ責任ニ付テダト思フ、政治上ノ責任モアルカナイカ、政治上ニ付テ少シモ貴方ハ責任ヲ感ジナイカドウカ

○ 堀切委員長

中野君 — 答梓ガアリマセメカラ、重ネテ是ハ御質問コナツテモ駄目ダラウト思ヒマスノデ、他ノ方法ヲ御執ニナツタラ宜カラウト思ヒマス

○ 中野委員

然ラバ他ノ点カラ伺ヒマス、サウスルト事ハ頗ル重大デア、私ハ此問題ガ最後ニ於テ総理大臣ノ責任トナルモノデアト思フカラシテ、眞ニ順序ヲ追テ此処デ伺ッタノデア、第一此出来事ハ東方会議、ソレカラ政友会ノ所謂積極強硬政策、ソレカラ滿蒙ニ対スル治安維持ノ声明、張作霖ニ対スル下野ノ勸告、国軍ノ大行動、是等ノ連鎖セル出来事ハ、田中内閣ノ対支政策ノ筋道ヲ辿ッタ出来事デアリマシテ、

此出来事ニ対スル根本ノ責任ハ総理大臣兼外務大臣ニ在ルト私ハ思フ、此出来事ノ連鎖ノ中ニ起ッタ此重大事件、其重大事件ノ起ル直前ニ於テ帝国ノ行政権ノ一部ヲ侵害セラレタ形ニナツテ、

支那ノ軍隊ガ這入ルベカラザル帝国ノ警備区域ニ這入ッテ来タト云フコトガ此重大事件ニ関連スル以上、之ニ対シテ総理大臣ガ責任ヲ負ハナイト云フコトハ私ハ斷ジテナイト思フ、斯ノ如ク明瞭ナル事実ニ対シテ、責任ヲ負ハヌト云フ総理大臣ガ此日本帝国ニ存在シ、

此予算總會ノ席上ニオメク出テ来テ、ソナコトデ責任ヲ執ルナラバ、総理大臣ハ何十人デモ要ル、斯様ナ放言ヲナサレルコトハ奇怪千万デア、昭和聖代ノ奇怪事デアルト私ハ信ズル

○堀切委員長 中野君、ソレハ御意見ニナリマスガ、質問ハドウ云フ……

○中野委員

質問ノ前提デアリマス、私ハ伺ヒマスガ、田中内閣ハ外交上政略的出兵ヲヤラレル、政略的ニ軍ノ行動ヲヤラレル、政略的出兵、政略的軍ノ行動、之ニ対シテハ神聖ナル国軍モ大分迷惑ヲシテ居ルコトヲ私ハ拝聴シテ居ル、

而シテ田中君ガ昨日此席上デ仰セラレタ通り、陸軍ハ政治ニ関与スルモノニアラズ、治安維持ノ声明、其他軍ノ行動ニ関シテハ内閣ノ方針ニ属シテ、陸軍ハ政治ニ対シテ不平モ反封モナイモノダ、然ラバ神聖ナル帝国ノ陸軍、国家ノ陸軍、陛下ノ陸軍、此陸軍ハ内閣ノ方針ノ下ニアナタ方ノ方針ノ下ニ動イテ居ル、

然ルニ其政府ノ方針ニ依リテ動イタル陸軍ノ出先ニ於テ起ッタ事柄ニ付テ貴方ハ責任ヲ全然執ラメ、陸軍ヲ勝手ニ駆使シテ置イテ、其根抵ノ総理大臣ガ、大失策ガ起ッテモ何も責任ヲ執ラメト云フコトデ、

ソレドウシテ帝国国軍ノ士氣ガ維持セラレルカ、總理大臣ハ昨年モ濟南出兵ニ關スル責任ヲ貴族院ニ於テ間ハレタ時ニ、兵ヲ出シタノハ俺ガ責任ダ、出テ行ツタ兵ガ居留民ヲ保護シ得ナカッタコトハ、ソレハ軍司令官ノ責任デアルカモ知レト言ハレタ貴方ノ論法デアルト、

自己ノ政策デ、内閣ガ自分デ兵ヲ動力シテ置イテソレニ依テ失策ガ起ツタ時ニハ貴方ハ責任ヲ負ハヌ、一番根本ノ政治上ノ責任ヲ負ハヌ、軍ヲ政治ノ下ニ動力シテ置イテ、貴方ガ責任ヲ負ハズシテ帝国ノ国軍ハドウナル、私ハ神聖ナル国軍ノ為ニ實ニ遺憾ニ思フ〔ソレハ質問デハナイ〕其他発言スル者多シ〕

○堀切委員長 中野君、ソレハ御意見ト思ヒマスガ

○中野委員

質問ヲ致シマス、私ノ伺ヒマス所ニ依ルト、所謂某重大事件ノ内容ニ解レルコトハ議院デハ許サヌ、答ヘナイト仰シャル、之ヲ国家ノ名著ノ為ニ問ヒ糾サントスレバ、暴露戰術デアルトアナタ方ハ言ハレル、

今日ノ新聞ニ依ルト 一日々新聞二十六日ヲ見ルト、是ハ陸軍側ノ解釈トシテ暴露戰術ガ始ツタ、ドウデス、楊芋○ガ殺サレタノハ某重大事件ニ關係ガアルト云フコトガ支那側ニ於テ明ニナツテ居ル、守備隊ノ方デハ責任者ハソレぐ嚴罰ニ処シテ居ルシ、処罰者ノ氏名モ発表スルト云フコトモ言ツテ居ル、

私ハ此席上ニ於テ処罰セララレタ可憐ナル吾々ノ同胞ノ名前ヲアナタ方ニ伺ハウトハ思ハナイガ、此虞罰シタル人ノ名前ヲ発表シテ、ソレニ依テ責任ヲ免レントスル陸軍大臣、總理大臣ガアルナラバ、所謂一將功成リテ万骨枯レルモノデアル、内閣自己ノ安全ヲ望マントシテ 陛下ノ軍隊ヲ犠牲ニセントスル斯ノ如キ行動ハ、断ジテ許スコトハ出来ナイト思フ。其態度ヲ改メテ

○堀切委員長

中野君ニ注意致シマス、是ハ弾劾ナラバ又其機会ニ於テ適當ノ処置ヲ執ラレンコトヲ望ミマス

○中野委員

斯ノ如ク私ノ申上ゲル程深刻ナル意味ヲ有スル此重大ナル問題ニ対シテ、総理大臣ハ責任ヲ有セヌノデアアルカ、再ビ責任ヲ問ウ、責任アリヤ否ヤ

○ 堀切委員長

中野君ノ御質問ハ是デ尽キタモノト思ヒマス、是ハ質問デハアリマセヌ、政府弾劾ナラバ別問題デアリマス、質問ナラバ質問ヲ御述ベ下サイ

[中略]

○中野委員 質問ニ対シテハ政府、内閣総理大臣以下国務大臣応答スル所ナシ、立ニ於テ此重大問題ニ対スル質問ハモウ少シアナタ方ガ御考ヘ直シニナツテ、相談ガ熟スルマデ一時保留致シマス

、転ジテ私ハ満洲政策ノ他ノ部分ニ付テ御尋致シタイト思ヒマス、田中外務大臣ハ南軍ノ勢力北ニ及バントスルニ当ツテ、治安維持ノ声明ヲヤラレタ、張作霖ノ爆死問題ガ起ツタ、満洲ノ物情騒然タルモノガアル、段々変化シテ来ル此眞最中ニ東三省ノ張学良ニ対シテ南北妥協反対ノ勧告ヲセラレタ、

是ハ新聞紙上ニ明白ニナツテ居ルシ、外務省ノ発表セラレタ公文書ノ形式ノモノニモ明白ニナツテ居リマスガ、総理大臣ハ先般林総領事ガ南北妥協ノ中止ヲ勧告シタノハ個人ノ資格ヲ以テシタ、今一ツハ総テ予メ訓令シテアツタカラ此訓令ニ基イテヤッタモノデアアル、

斯様ニ仰セラレマシタガ、総理大臣ハ林総領事ガ張学良ニ対シテ南北統一中止反対ノ勧告ヲ為ニシタコトハ御認メニナルノデアリマスカ是ハ総理大臣ニ責ガアルノデアリマスカ

○田中国務大臣

只今ノ御尋ハ張学良氏ガ総領事ノ所ニ乗テ意見ヲ聴イテ、ソレデ総領事ガ答ヘタノデアリマス、ソレカラ今貴方ノ御話ノ中ニ私ガ漁メ林総領事ニ訓令ヲシテ、ソレニ基イテ答ヘサセタト言ウト仰シャルノデアリマスガ、私ハサウ云フコトハ言ウテ居ラメト思ヒマス

○ 中野委員

総理大臣ハ此南北妥協反対ノ中止ノ勸告ヲシタコトハ、林総領事個人ノ資格ニ於テシタ、斯ウ云フヤウニ仰シャツテ居ル、ソレカラ世論ガ大分ヤカマシクナツテ、此内容ニ付テ世ノ中ニ物議ガ起ツタ時ニ、

田中総理大臣ハ七月二十二日腰越ニ於テ公表シテ居ラレルノデアリマス、是ハ各新聞紙上ニ同ジ文句デ出テ居リマス、是ハ平常ノ総理大臣ノ常ニ行ハレタ車中談トハ違ヒマシテ、一種ノ外務省ノ「オフィシャル・コミュニケー」ノ形ニ読メルノデアリマスガ、

之ニハ斯ウ書イテアリマス、公文書ノヤウニ読メルノデアリマス「政府ハ現内閣ノ一貫シタル対滿方針ニ基イテ、先般来林総領事ニ対シ万一ノ場合ニ虞スル諸般ノ訓電ヲ発シテ置イタ所、最近ニ至リ張学良ハ南北妥協問題ニ関シ日本側ノ意ヲ質ス為メ、林総領事ヲ招キ意見ヲ徴スル所アツタ、

林総領事ハ予テノ訓電ニ基キ既ニ抱懷セル所ノ意見ヲ陳述シテ参考ニ供シタ、即チ日本トシテハ支那ノ合理的革新ニ対シテハ常ニ友好的、同情的態度ヲ以テ之ニ臨ミ、是ガ達成ニ協カスルコトヲ惜マザルモノデアルガ、

今回ノ国民政府ノ執ツタヤウナー方的行為ニ依テ条約上ノ破棄ヲ迫ルヤウナ乱暴ナヤリ方ニ対シテハ飽ク迄反対シナケレバナラメ、斯ノ如キ事態ガ満洲ニ於テ起ルヤウナコトデモアレバ、満洲ハ他ノ地方ト異リ、日本トシテハ政治的ニモ経済的ニモ重大ナル関係ガアル所ダカラ、容易ナラヌ結果ヲ惹起サナイトモ限ラナイ、

即チ日本トシテハ自衛的立場カラ満洲ニ対シテハ混乱ヲ未然ニ防グノ処置ニ出デナケレバナラヌ、故ニ東三省トシテハ今少シク支那ノ事情ガ安定シ、又条約破棄ノ如キ乱暴ナル態度ヲ改メテ采テ、眞ニ支那ノ時局ガ安定スルマデ南方トノ妥協ヲ差控ヘ云々」是ハ田中総理大臣